

## 彦根市温室効果ガス排出抑制等実行計画（平成19年(2007年)7月）

### 構成

1. 計画の趣旨と見直しの概要
2. 計画の期間
3. 計画の対象範囲
4. 計画の目標
5. 取り組み（措置の内容）
6. 計画の推進と点検・評価

#### 1. 計画の趣旨と見直しの概要

平成9年（1997年）12月に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書が平成17年（2005年）2月に発効されました。このことにより、平成20年（2008年）から平成24年（2012年）の間に平成2年（1990年）と比べ温室効果ガスの排出量を6%削減するという約束が法的拘束力をもつこととなりました。平成11年（1999年）4月には、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の事務および事業に関し、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、実行計画および実行計画に基づく措置の実施状況について公表することが定められました。

こうした中、本市では平成11年（1999年）3月に「彦根市環境基本条例」を制定し、平成13年（2001年）3月に「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定、同年11月には、市自ら率先して総合的かつ計画的な取り組みを実践するため、「彦根市温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、市の事務および事業から発生する温室効果ガスの排出抑制に努めてきました。また、これらの取り組みをより一層進めていくために、平成14年9月にISO14001を市23施設で取得し、順次その対象施設を広げ、平成16年9月に市全施設で認証を取得しました。

これらの取り組みの結果、平成11年度と比べ平成17年度に6%削減という目標に対し、9.4%削減することができました。

今回の計画では、今までの取り組みを継続的改善し、さらに削減を行うためのプランを示します。また、市民や事業者にも広げる取り組みを促進します。

#### 2. 計画の期間

計画の期間は、平成19（2007）年度から平成22（2010）年度の4年間とします。なお、平成18年度については排出量の検証を行います。

### 3 . 計画の対象範囲

計画の対象は、市長部局、病院、水道、出納室、消防、議会事務局、教育委員会および各種行政委員会事務局（他者に委託して実施するものを除く）の事務および事業とします。なお、防犯灯、道路照明灯、公園照明灯は電気使用量の把握はするものの対象範囲から除きます。

また、外部への委託により実施するものは、実行計画の対象範囲ではありませんが、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して、必要な排出抑制等の措置を講じるよう要請します。

### 4 . 計画の目標

#### （ 1 ）二酸化炭素の排出量の現状（平成 1 7 年度実績）

	ガソリン L	軽油 L	灯油 L	都市ガス m <sup>3</sup>	LPG kg	A 重油 L	電気 kwh
本庁舎等	73,456	7,271	51,490	182,196	1,784	0	3,792,947
清掃センター	7,175	74,529	30,754	0	0	305,024	7,005,992
浄水場	2,040	0	0	0	0	0	6,474,838
消防	22,975	8,218	486	34,813	3,092	0	417,275
中学校	0	0	55,042	376	2,146	0	789,635
小学校	0	0	222,551	36,537	22,483	0	2,147,995
幼稚園	0	0	12,743	76	173	0	118,394
保育園	0	0	0	2,621	6,696	0	104,453
合計	105,646	90,018	373,066	256,619	36,374	305,024	20,851,529
排出原単位	2.3219	2.6192	2.4898	2.1079	3.0004	2.7098	0.3570
排出量 kg-CO <sub>2</sub>	245,299	235,775	928,860	540,927	109,137	826,554	7,443,996
排出量計	10,330,548						

#### （ 2 ）温室効果ガスの総排出量に関する目標

次の項目について、平成 1 7（2005）年度を基準年度として、平成 2 2（2010）年度における数値目標を設定し、環境への負荷の削減を図ります。平成 2 2（2010）年度の温室効果ガス（当面、二酸化炭素を対象とします。）の総排出量を平成 1 7（2005）年度から 8 %削減します。

項 目	基準年度（平成 1 7 年度）	目標年度（平成 2 2 年度）
二酸化炭素	10,331 t - CO <sub>2</sub>	9,500 t - CO <sub>2</sub>

市立病院についての削減目標については別途定めるものとします。

## 5. 取り組み（措置の内容）

( 1 ) 電気使用量の削減	削減目標	157t - CO <sub>2</sub>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ O A 機器を含む電気製品の更新時には、省エネルギータイプのもので、材料もリサイクルに配慮した製品を選定する。</li> <li>・ 照明器具は、適正規模のものを選択する。（高効率照明器具への転換）</li> <li>・ 照明は、支障のない範囲で消灯する。 （本庁 1 階、勤務時間外の水銀灯の消灯徹底）</li> <li>・ O A 機器は、一定時間後、省エネモードとなるよう設定し、使用しない時は電源を切る。</li> <li>・ エレベーターの利用を控え、休止時間を徹底する。 （本庁 1 号機 17:30～8:15、2 号機 20:00～7:45）</li> <li>・ 長時間、電気機器を使用しない時は、コンセントを抜く。</li> <li>・ 冷暖房は、冷房時 28℃、暖房時 19℃ を目安に適切な温度管理を行う。</li> <li>・ 建築物の規模・用途に応じ、太陽光等の自然エネルギーの活用を検討する。</li> <li>・ 自然採光を活用した設計となるよう配慮する。</li> <li>・ 自動販売機等の設置は最小限にとどめるとともに、省エネ型機器の導入、更新を図る。</li> <li>・ 毎週水曜日を定時退庁日とする。</li> <li>・ E S C O 事業 等の活用を検討する。</li> </ul>		

( 2 ) 公用車燃料の削減	削減目標	19t - CO <sub>2</sub>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低公害車、低燃費車を優先的に購入する。</li> <li>・ タイヤの空気圧を適正に保つ。</li> <li>・ 原則として、近距離（2km 以内）の移動には自動車を使用しない。</li> <li>・ 無駄な荷物は積んで使用しない。</li> <li>・ 同一目的地の相乗りを推進する。</li> <li>・ 季節はずれのスノータイヤ使用はやめる。（適宜交換）</li> <li>・ 急発進、急加速をしない。</li> <li>・ 不要なアイドリングをしない。</li> <li>・ 経済速度で走行する。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオディーゼルの利用を図る。</li> </ul>	削減目標	98t - CO <sub>2</sub>

( 3 ) 石油類の削減	削減目標	5 3 5 t - C O <sub>2</sub>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老朽化した空調施設改善の検討を行う。</li> <li>・ 冷暖房時の適切な温度管理を行う。</li> <li>・ 屋上緑化や壁面緑化の検討を行う。</li> <li>・ し尿処理施設において活性汚泥管理を徹底する。</li> <li>・ クールビズ、ウォームビズを徹底する。</li> </ul>		
・ 福祉センターの空調施設の更新	削減目標	2 2 t - C O <sub>2</sub>

( 4 ) その他
<p>温室効果ガスの排出に間接影響のある下記の事項についても、省エネルギー、省資源および廃棄物抑制推進手順書に基づく、取り組みを行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道使用量の削減</li> <li>・ 事務用紙使用量の削減</li> <li>・ 一般廃棄物排出量の削減</li> <li>・ グリーン購入の推進</li> </ul>

## 6 . 計画の推進と点検・評価

### ( 1 ) 推進・点検体制

全機関が主体的に取り組むことを原則とします。

本計画の推進体制は、I S Oの環境管理組織をもって行います。

### ( 2 ) 職員に対する研修等

I S O ( 環境管理 ) マニュアルに基づき定期的に職場研修を実施します。

職員が環境に関する研修・講演会・ボランティア活動に参加しやすい職場づくりに努めます。

庁内L A N等により情報を提供します。

### ( 3 ) 実施状況の点検・評価

I S O環境管理事務局において毎年、本計画の取り組み状況の把握・点検および評価を行い、継続的改善を図ります。

### ( 4 ) 取り組み結果の公表

本計画の進捗状況および点検結果等について、年次報告書 ( 彦根市の環境 ) 等により毎年公表します。

---

## E S C O事業

ビルや工場の省エネルギーを実現するため、省エネ診断をもとに設備の運転方法の改善や改修などのサービスを包括的に提供するとともに、その結果得られる省エネ効果を保証する事業

注 電力供給事業者、省エネ提案事業者から提供いただきました資料を一部参考とさせていただきます。